

令和2年5月13日

保護者の皆様

臨時休業中における自主登校の実施について

坂 町
坂町教育委員会

現在、国や県の専門家会議の提言等踏まえ、町内全ての小中学校で5月31日まで臨時休業を行っているところです。

国から全ての都道府県に対する緊急事態宣言が延長され、広島県においても、5月5日に緊急事態宣言措置の延長を決定したこと、また、児童生徒の感染リスクの回避と住民の不安解消を図るという二つの視点に立ち、当面、臨時休業を継続することになりました。

一方で、子供が学校に通うことができない現状が長期に渡れば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じると指摘されています。

この度、広島県教育委員会からの「臨時休業中の自主登校について（通知）」を踏まえ、また、児童生徒の学習機会の確保を図る観点から、本町においても全ての小中学校で、5月18日から子供の学びの保障や心身の健康などを目的とした自主登校を実施します。

なお、臨時休業中の自主登校については「家庭学習」を選択されても「欠席扱い」にはなりません。ご家庭でも十分にお子様と話し合いを重ねていただき、ご判断ください。

自主登校の取組等の詳細については、各小中学校の実態に応じてよりよい方法を工夫して連絡しますのでご確認ください。また、臨時休業中に自宅でお子様一人で過ごすことへの心配やお子様の心の健康に不安を感じている場合は、各小中学校に個別にご相談ください。

坂町教育委員会は、大切な子供たちの学習と育成のために、可能な限りの対策を講じてまいります。学校・家庭・地域等が連携し、子供たちにとって、安全で安心な学習環境を守っていくために、引き続き、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。